

香川県地域医療構想骨子案

1 地域医療構想の基本的な考え方

(1) 構想策定の趣旨

- 人口の高齢化に伴う医療ニーズの変化に限られた医療資源で対応するため、医療機能の分化と連携を進め、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた医療を提供する体制を整備することが不可欠。
- 地域医療構想は、将来の医療提供体制に関する構想及びその達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項を定めるもの。

(2) 構想の位置付け

第6次香川県保健医療計画（H25年度からH29年度まで）の一部

(3) 根拠規定

医療法第30条の4第2項第7号及び第8号

2 地域医療構想の基本項目（案）

(1) 構想区域の設定

- 東部構想区域（仮称）：さぬき市、東かがわ市、高松市、木田郡、香川郡
- 小豆構想区域（仮称）：小豆郡
- 西部構想区域（仮称）：丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡、観音寺市、三豊市

(2) 将来の医療需要及び必要病床数等の推計

- 平成 37 年（2025 年）における病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの医療需要及び必要病床数を構想区域単位で推計。
- 県内の構想区域間の患者の流出入分の調整においては、高度急性期では、医療機関所在地の医療需要として推計。急性期、回復期及び慢性期では、患者住所地の医療需要として推計。
- 慢性期の推計における療養病床の入院受療率の地域差解消のための目標設定については、縮小幅が最も緩やかになる推計方法を採用。

(3) 地域医療構想を実現するための施策

- ① 医療機関の自主的な取組みと相互の協議の推進
 - ・ 地域医療構想調整会議の開催
 - ・ 地域医療構想の進捗状況の整理・報告
 - ・ 病床機能報告制度の改善
- ② 病床の機能の分化及び連携の推進
 - ・ 不足する医療機能を提供する病床への転換の促進
 - ・ 病院、診療所、介護施設等の連携体制の構築
- ③ 在宅医療等の充実
 - ・ 在宅医療の基盤整備
 - ・ 在宅医療に関する住民に対する普及啓発
 - ・ 市町における在宅医療・介護連携体制の構築の支援
- ④ 医療従事者の確保・養成
 - ・ 若手医師の定着の促進
 - ・ 診療科・地域における人材の偏在の緩和
 - ・ 看護職員の養成、定着促進、離職防止
 - ・ 医療従事者の働きやすい環境の整備